

## 葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金交付要綱

令和8年4月16日

8葛子第115号

区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、こども大綱やこどもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、経済的又は家庭環境上の理由により多様な体験の機会を得ることが困難な18歳未満の子ども（以下「子ども」という。）を対象として体験活動の充実を図る事業を実施する地域活動団体（以下「団体」という。）に対し、当該事業に必要な経費を助成することにより、子どもの体験格差の解消を図り、健やかな成長を支援することを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、葛飾区（以下「区」という。）に住所を有する子どもを対象として実施される事業とする。

- (1) キャンプ、農業体験等の自然体験
- (2) 演劇鑑賞、陶芸教室等の文化的体験
- (3) 球技、武道等のスポーツ体験
- (4) その他子どもの体験格差の解消に資する事業

2 助成対象事業は、子どもを対象として実施するものであり、当該対象者に対して広く周知を行い、参加者を募集して実施するものとする。

### (助成対象団体の要件)

第3条 助成金の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、行政機関と連携し、養育環境等に課題があり支援を必要とする子どもの受入れ及び当該子どもが抱える課題の解決に向けた支援を行っている団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 代表者が明確であり、助成対象事業を実施する上で必要な構成員（おおむね5人以上）を有すること。
- (3) 団体規約その他の団体の運営に関する定めを記載した書類及び構成員名簿を備えていること。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないものであること。
- (5) 暴力団などの反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力である者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第7条第1項の規定による申請の日の属する年度において実施する助成対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に定めるもの（施設、設備、高額な備品等又は財産の取得に関するものを除く。）とする。

2 助成対象経費のうち、国やその他の団体から補助金等を受ける経費がある場合は、助成対象経費から当該経費を差し引くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計金額と総事業費から参加費その他の収入額を控除して得た合計金額のいずれか低いほうの額とし、1団体当たりの上限額を50万円とする。この場合において、助成金額の千円未満の端数は切り捨てとする。

2 助成金の額は、予算の範囲内の額とする。

(助成の制限)

第6条 助成金の申請は、1の助成対象団体につき同一年度内1回限りとする。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成対象事業のうち、区から他の制度による補助金等を受ける事業は、第2条の規定にかかわらず助成対象事業としない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、区長に対し、葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金交付申請書（第1号様式）を区長の指定する日までに申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支計画書（別紙2）
- (3) 団体の規約又は会則及び役員名簿
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じてヒアリング調査等を実施した上で、予算の範囲内において助成金の交付の可否を決定し、助成金を交付することを適当と認めるときは葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をし

た助成対象団体に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金請求書（第4号様式）により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により、助成金を交付決定団体に交付する。

(交付決定事業の変更、中止又は廃止の申請等)

第10条 前条第2項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当した場合は、区長に対し、速やかに葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。
- (2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき又は変更したとき。
- (3) 交付決定事業を中止しようとするとき若しくは中止したとき又は廃止しようとするとき若しくは廃止したとき。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別紙1）
- (2) 事業変更収支計画書（別紙2）
- (3) 団体の代表、所在地等を変更した場合は変更内容が確認できる書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請のうち、助成金交付決定額の増額を伴うものについては、当該申請をした交付決定団体は、第7条に規定する区長の指定する日までに申請しなければならない。

4 区長は、第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、承認の可否を決定し、事業を変更・中止・廃止することを適当と認めるときは葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金変更・中止・廃止承認通知書（第6号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金変更・中止・廃止不承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした交付決定団体に通知しなければならない。

5 前項の規定により交付決定事業の変更に係る承認を受けた団体のうち、当該変更により助成金交付決定額が増額したものは、速やかに葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金請求書（第4号様式）により、増額分について区長に請求するものとする。

6 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに概算払により助成金を当該請求をした交付決定団体に交付する。

(実績報告)

第 11 条 交付決定団体は、交付決定事業の終了後 1 箇月以内又は区長の指定する日のいずれか早い日までに、区長に対し、葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金実績報告書(第 8 号様式)に次に掲げる書類を添付して、事業実績を報告しなければならない。前条第 4 項の規定により、交付決定事業の中止又は廃止を承認された場合も同様とする。

- (1) 事業報告書(別紙 1)
  - (2) 事業収支決算書(別紙 2)
  - (3) 領収書の写し
  - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 交付決定団体は、前項の規定による報告前においても、報告書及び必要な書類を区長が求める場合は、速やかに区長へ提出し、報告しなければならない。
- 3 区長は、第 1 項又は前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。
- 4 区長は、前項の規定による審査の上、助成金の額を確定し、葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金確定額通知書兼返還通知書(第 9 号様式)により、交付決定団体に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第 12 条 区長は、交付決定団体の助成対象事業の実施状況又は実績報告の内容が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該団体に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第 11 条第 4 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令等に違反したとき又は違反していないことが確認できないとき。
  - (4) 交付決定事業について、区以外の団体等からの補助金等(物品支給の場合は、その相当額とする。)を受け、その補助金等の対象経費と区の助成対象経費の合計が総事業費を上回ることが判明したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金交付決定取消通知書兼返還通知書(第 10 号様式)により、

交付決定団体に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第 14 条 区長は、第 11 条第 4 項の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているとき又は前条第 2 項の規定により交付決定を取り消したときは、期限を定めて、当該交付決定団体に助成金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に助成金を返還しなければならない。

3 区長が定める日までに区長に助成金を返還できない交付決定団体は、返還が確認できるまで助成金を申請することはできないこととする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 15 条 交付決定団体は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、葛飾区子どもの多様な体験機会の確保事業費助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 11 号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。ただし、交付決定団体が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 交付決定団体は、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 16 条 交付決定団体は、収支を明らかにした一定の帳簿及び関係書類を整理して、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存し、区長からの求めに応じて随時提出できるよう準備しておかななければならない。

2 交付決定団体は、区長が前項の帳簿及び関係書類の提出を求める場合、速やかに区長へ提出しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則(昭和 40 年葛飾区規則第 55 号)の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し、必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行し、同月1日から適用する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	内容
報償費	講師・ボランティア（実費相当）に係る謝礼
需用費	消耗品費、印刷費
役務費	資機材・物品・廃棄物その他の運搬料、保険料
使用料・賃借料	会場・会議室・付帯設備その他の施設使用料
委託料	事業に係る委託料
その他	区長が必要と認める経費